

自 平成 1 1 年 1 月 2 6 日
至 平成 1 1 年 1 月 2 6 日

平成 1 1 年 第 1 回
階上町議会臨時会会議録

階 上 町 議 会

平成 1 1 年第 1 回階上町議会臨時会会議録 (第1号)

招集年月日	平成11年1月26日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 会	平成11年1月26日 午前10時02分				議 長	前 田 常 男		
及び宣告	閉 会	平成11年1月26日 午前10時21分				議 長	前 田 常 男		
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 欠 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議 号	氏 名	出席別	議 号	氏 名	出席別	議 号	氏 名	出席別
	1	松 森 高	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	10	浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
	13	巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
	16	田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○
会 議 録 署 名 議 員		11 番	平 戸 茂 雄			12 番	松 倉 正 美		
職務のため議場に出席 した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一		総務課長補佐		中 村 豊 志	
		庶 務 係 長		田 中 昇					
地方自治法第 121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介		助 役		中 村 禮 一 郎	
		収 入 役		伊 藤 昭 一 郎		教 育 長		山 本 雅 教	
		総 務 課 長		浜 谷 政 己		企 画 課 長		三 上 孝 八	
		税 務 課 長				保健福祉課長		鳩 文 男	
		農 林 課 長				建 設 課 長			
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝		水産商工課長			
		中央保育所長				出 納 室 長			
		教 育 次 長		渡 部 光 雄		学 務 課 長			
		社会教育課長				体 育 課 長			
		給食センター所長				農委事務局長			
		診療所事務長				企画課長補佐			
		代表監査委員							

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

- | | |
|----------------------|---|
| 開会・議長
（前田常男
君） | ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成11年第1回階上町議会臨時会を開会いたします。 |
| 開議・議長
（前田常男
君） | 直ちに本日の会議を開きます。 |
| 議長（前田
常男君） | 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、
11番 平戸茂雄君、12番 松倉正美君、両君を指名いたします。 |
| 議長（前田
常男君） | 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決しました。 |
| 議長（前田
常男君） | 日程第3、この際、日程第4、議案第1号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第6、議案第3号、工事請負契約について議会の議決を求める件までの3件を、一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

階上町長 正部家佑介君 |
| 町長（正部
家佑介君） | 本日ここに、平成11年第1回階上町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。 |

それでは、本臨時会に提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げます、審議の参考に供し、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議案第 1 号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳に関する証明並びに戸籍附票の記載事項の証明に係る手数料の額を改定するため提案するものであります。

議案第 2 号 平成 1 0 年度階上町一般会計補正予算第 6 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に 4, 4 8 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、6, 6 2 6, 7 9 6 千円とするものであります。

それでは、第 1 表の歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず歳入であります、国庫支出金に、老人サービス事業費補助金 1, 3 9 3 千円、県支出金に、青森県知事選挙費委託金等合わせて 3, 0 8 9 千円を追加するものであります。

次に歳出であります、総務費に青森県知事選挙費として 1, 8 9 3 千円を追加補正するものであります。

民生費は、老人サービス事業委託料 2, 7 8 7 千円を追加補正するものであります。

予備費は、1 9 8 千円を減額し、1 0, 2 4 0 千円とするものであります。

議案第 3 号 工事請負契約について議会の議決を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町立道仏小学校新增改築工事を施工するため、平成 1 1 年 1 月 2 0 日、安藤建設株式会社東北支店、外 7 業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過

議長（前田
常男君）

程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、何とぞ、慎重ご審議の上、原案のとおり御議決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第４、議案第１号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第１号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第２号 平成１０年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第２号 平成１０年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件
を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

大下義雄君。

15番（大下義雄君）

ハイ、本件は道小の工事入札なわけですが、今回、本件に限らず、報道機関によれば、その公共工事を行う場合、その結果において、予定価格も公表しなさいという旨の通達がありやに聞いていますが、その点、県の方から何かご指導、通達があるものか、ないものか各町村にわたって伺っておきたいと思います。担当課長でいいですよ。

議長（前田常男君）

企画課長、三上孝八君。

企画課長（三上孝八君）

15番、大下議員にお答え申し上げます。

今、工事関係の予定価格の表示ということですが、確かに、県の方の指示はあります。

ただ、これは、まだ当町は表示するというふうな、明確には、まだうたってございません。

いずれ、県の指導のもとに表示をするというふうにしてございます。

議長（前田常男君）

15番、大下義雄君。

15番（大下義雄君）

概ね、わかるような、わからないでもないんだけど、その県の指導がいつごろあったものか、それに、概ね、相応し対応すべく、今後の姿勢といたしますか、いつごろから、それを実態に移行させる考えなのか、あわせてお願いします。

議長（前田常男君）

企画課長、三上孝八君。

企画課長（
三上孝八君）

お答えを申し上げます。

これは、私も、4月1日に企画にきたんですけども、その当時に文書が入ってきてございました。ただ、これは、明確に、すぐたれというふうな指示ではございませんので、今後、新年度に向けてですね、各町村の状況を見ながら進めたいと思っております。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

10年度の早い時期に通知があったと、報道関係聞くと、これも都道府県、県単位、あるいは各市町村単位、これに相応すべく、対応してる町村が、パーセンテージにばらつきがあるようなんですが、これも、確たる情報も持ってませんが。ただ、情報機関を得た話であれば、都道府県は、案外成績がいいんだと、町村は、まだ、対応といいますか、即、県の指導に相応できていないんだというようなパーセンテージまでは、細かくいいませんが、そのような開きがあるようですが、今、いったように根本的には、ガラス張りの行政という意味からしても、今後、他町村の動向を見極めながら、云々でなくして、良いものは、率先してやるべきだと、こう、端的に申し上げれば、そういうような考えを持ってる者ですが、即、それをやったから、どうこうということでもないと思いますので、今、たまたま、近々、入札なんか見れば、その辺に、貼らさっているようですが、それに即応した、こういう県の指導なんかも合わせて、それを今後、あすから、その方向にお願いしたいなあ、こういう考えを持っていますので、どうぞ、そういうことは、他町村の動向の云々でなくして、良いものは率先しやるべきでないかなあと、斯様考えておるもんですから、今後、その辺も留意されて、担当する者が進めていただければなあ、こう思う者でございます。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えいたします。

今、盛んに、国、地方問わず、情報公開ということがいわれてるわけでありまして、私共の町でも入札については、既に、公開をしています。

ただ、公開はしていますが、実際的にはどなたも見にきていないという状況で、これについては、残念に思うわけではありますが、今、大下議員がご

議長（前田
常男君）

指摘の予定価格については、現在のところ、隣接の町村でもなされてはいないということなのですが、総論としては、大下議員のいわれまゝとおりと、こう思います。個々のことについては、また、十分に検討して、新年度から、区切りのいい新年度から、それを目安に、目途にといたしますか、進めていきたいと、こう思っております。以上です。

ほかにありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これより、議案第3号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成11年第1回階上町議会臨時会を閉会いたします。
（閉会 午前10時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階 上 町 議 会 議 長

會議錄署名議員

會議錄署名議員